

第5回 学校規模適正化の進め方検討会

**令和6年1月26日
小倉北区役所東棟8階 811会議室**

北九州市教育委員会

開催スケジュール（予定）

第1回（令和5年7月31日）

学校規模適正化の考え方、本市の現状、現在の進め方のポイント

第2回（令和5年8月24日）

論点整理・事例紹介

第3回（令和5年11月6日）

今後の進め方の検討（たたき台）

第4回（令和5年12月19日）

検討会意見の整理

▶ 第5回（令和6年1月26日）

検討会意見のまとめ

第6回（令和6年6月頃）

北九州市学校規模適正化の進め方の改訂について（報告）



©ていたん,北九州市

今後の進め方の検討（たたき台） ※修正版

1.学校規模適正化の目的

教育環境の整備による教育効果の向上を図ることを目的に、学校規模適正化の取組を推進

- 義務教育段階の学校では、教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、**児童生徒が集団の中で切磋琢磨することを通じて**、思考力や判断力、問題解決能力などを身に付け、心身の成長を促すことが必要
- **社会・教育環境の変化が進んでいる中で**、ICT教育、特別支援教育など、**多様な教育ニーズへの対応**が求められている
- **子どもの数が少なすぎること、多すぎること**で制約を受ける教育活動もある。児童生徒への教育効果を十分に發揮するためには、**適正な集団規模を確保すること**が必要

2.学校規模適正化の取組の視点

社会・教育環境の変化が進んでいる中、**多様な教育ニーズ**に対応できるよう、**幅広く学校のあり方を検討**

○周囲の学校への影響、通学距離や通学路の安全性、学校施設の収容能力や施設設備の状況、各学校の歴史を考慮するとともに、

- ・特別支援教育の体制、特別支援学級の児童生徒への影響
- ・小学校の適正化においては、放課後児童クラブへの影響
- ・クラブ活動や部活動等への影響
- ・学校の改修や長寿命化等の状況
- ・地域の活動や防災面等、各地域の状況 等を考慮し総合的に検討

- ➡ ● 検討にあたっては、地域・保護者等との十分な意見交換を行うとともに、地域からの発案についても受け付け
- 関係する他の計画・事業等と連携・調整を図りながら検討
- 関係する各部局と連携・調整を図りながら検討

3. 適正な学校規模の考え方

〔学習・生活面〕

- 子どもたちが多様な考え方触れ、互いに学び合うことができ、また、新たな人間関係を作る機会が増えるよう、小・中学校ともにクラス替えができる規模
- 運動会などの学校行事や音楽活動などの集団学習を制約なく行うことができ、また、児童生徒が多様なクラブ活動や部活動等を選択できる規模
- 子どもたちに個別の役割分担や係など、活動・活躍の機会を設定しやすい規模
- 子どもたちも教員もお互いに顔が分かり、異学年の交流を含め、関係を築きやすい規模

3.適正な学校規模の考え方

〔指導体制面〕

- 学年別や教科別の教員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい規模
- 小学校における専科指導や中学校での教科担任制を考慮し、複数の教員を配置できる規模
- 教員同士の共通理解・意思統一が図りやすく、一貫性をもった指導・取組を行いやすい規模
- 教員が児童生徒一人一人の個性や行動をよく把握・理解できる規模

3.適正な学校規模の考え方

〔学校運営面〕

- 教員の経験・教科・特性などに応じたバランスのとれた配置を行いやすく、校務分掌を適切に配分しやすい規模
- 緊急対応時や出張時に、教員同士で適切な支援体制を組むことができる規模
- 特別教室や運動場・体育館などの利用の調整が行いやすく、円滑に授業を割り当てられる規模
- 教室等に適度な余裕があり、児童生徒が十分なスペースで安心して過ごせる規模

3.適正な学校規模の考え方

〔まとめ〕

- 子どもたちが互いに学び合うことができ、人間関係が固定化しないよう、小・中学校ともにクラス替えができる規模
- 指導方法の工夫改善や校内研究体制の充実を図るため、学年や教科ごとに複数の教員を配置できる規模
(中学校では、特に授業数の多い5科目(国・社・数・理・外)に複数の教科担任を配置できる規模)
- 子どもたちと教員が互いを理解しやすく信頼関係を築くことができ、また、教室や施設等の利用が円滑に行えるよう、上限は国の示す24学級まで

学校規模	小学校	中学校
小規模校	11学級以下	8学級以下
適正規模校	12~24学級	9~24学級
大規模校	25学級以上	25学級以上

※特別支援学級を除く

4.学校規模適正化の進め方

〔全体的な考え方〕

- 学校規模適正化は、「学校統合」「分離新設」「通学区域変更」の3つの方法で推進
 - いずれの方法によるかは、対象の学校及びその周辺の学校の状況などに応じて検討
 - 将来的な適正規模の確保を見据え、児童生徒数の将来推計を考慮して検討
- 児童・生徒数の推移等も踏まえ、小・中学校ともに適正化を検討
- 周辺を含めた学校・地域の状況、教育効果面等を考慮し、義務教育学校・小中一貫教育校や分校化も検討
- 適正化にあわせ、可能な限り他の公共施設や放課後児童クラブ等との複合化を検討

4.学校規模適正化の進め方

〔学校規模に応じた検討の視点〕

小規模校

- 全ての小規模校について検討
(将来的に小規模校となることが推測される学校についても検討)
- 児童生徒数の推計を踏まえ、将来にわたって適正規模を回復することが見込めない場合は学校統合を検討
- 複式学級や学年单学級の学校は優先的に検討

※ 近年学校統合を実施した学校や小規模特別転入学制度認定校（のびのびフレンドリースクール）は当面対象としない

4.学校規模適正化の進め方

〔学校規模に応じた検討の視点〕

大規模校

- 国の分離新設の補助基準である31学級以上の大規模校について検討
- 児童生徒数の推計を踏まえ、31学級以上の状態が長期間継続すると見込まれる場合は分離新設を検討
- 普通教室・特別教室の不足が見込まれ、余裕教室の転用やプレハブ教室の設置等での対応が困難な学校は優先的に検討

※ あわせて、周辺の学校や施設の状況を踏まえ、通学区域の調整による適正化が見込まれる場合は通学区域変更を検討

5.学校規模適正化のプロセス

- 学校は地域と密接に係わっており、適正化の検討にあたっては、地域や保護者等の意見を聴きながら、児童生徒の教育環境の改善を中心に据えて推進
- 幅広い意見を聞くことができるよう、2つの方法で適正化を検討

パターン①

地域や保護者に学校のあり方について協議・発案してもらう方法

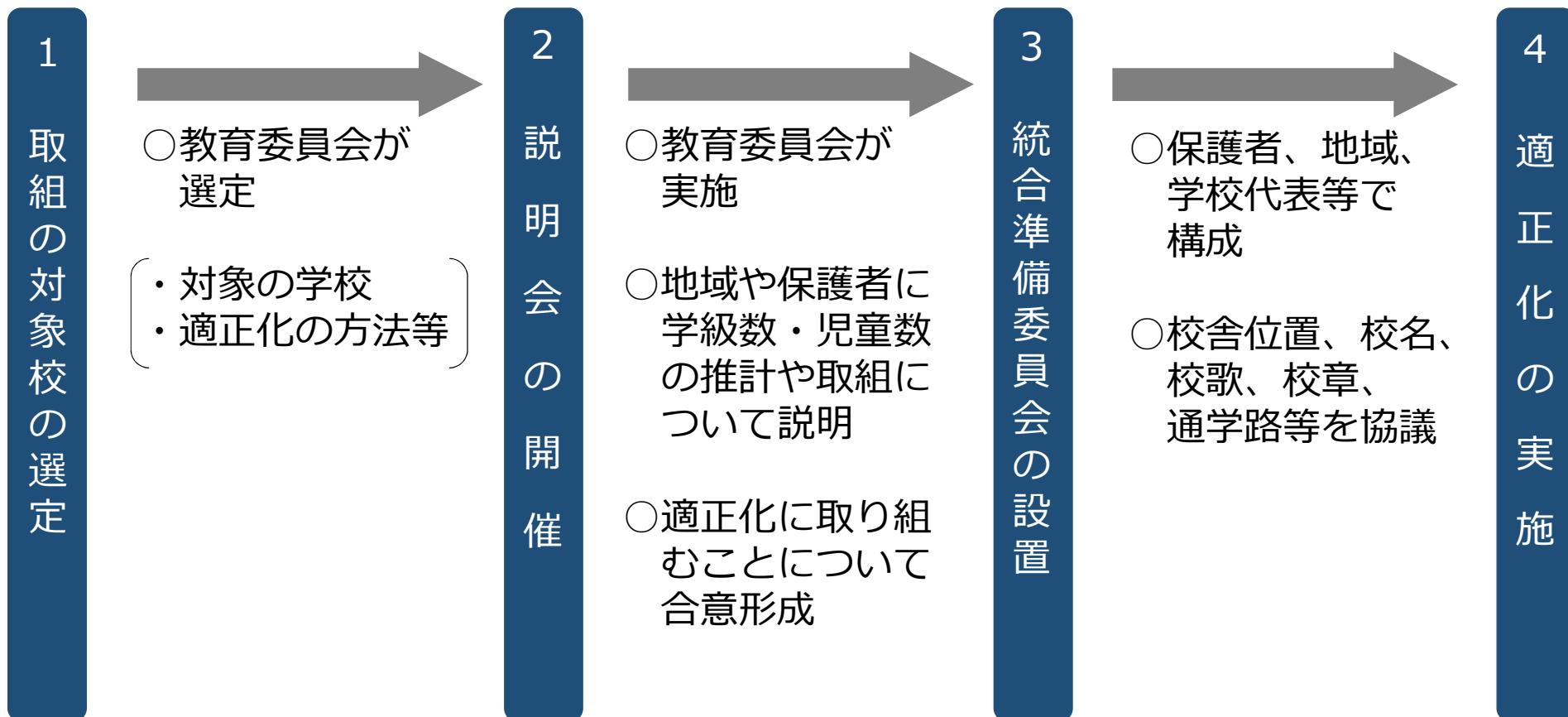
パターン②

教育委員会で学校規模適正化の取組のたたき台を作成する方法

- 適正化による児童生徒、保護者の心理的負担の軽減に努める
→ 適正化に取り組む際は、対象校の間で交流事業などを行うとともに、アンケート等により児童生徒の声を聴き、事前のフォローを行うなど、不安を軽減する取組を検討

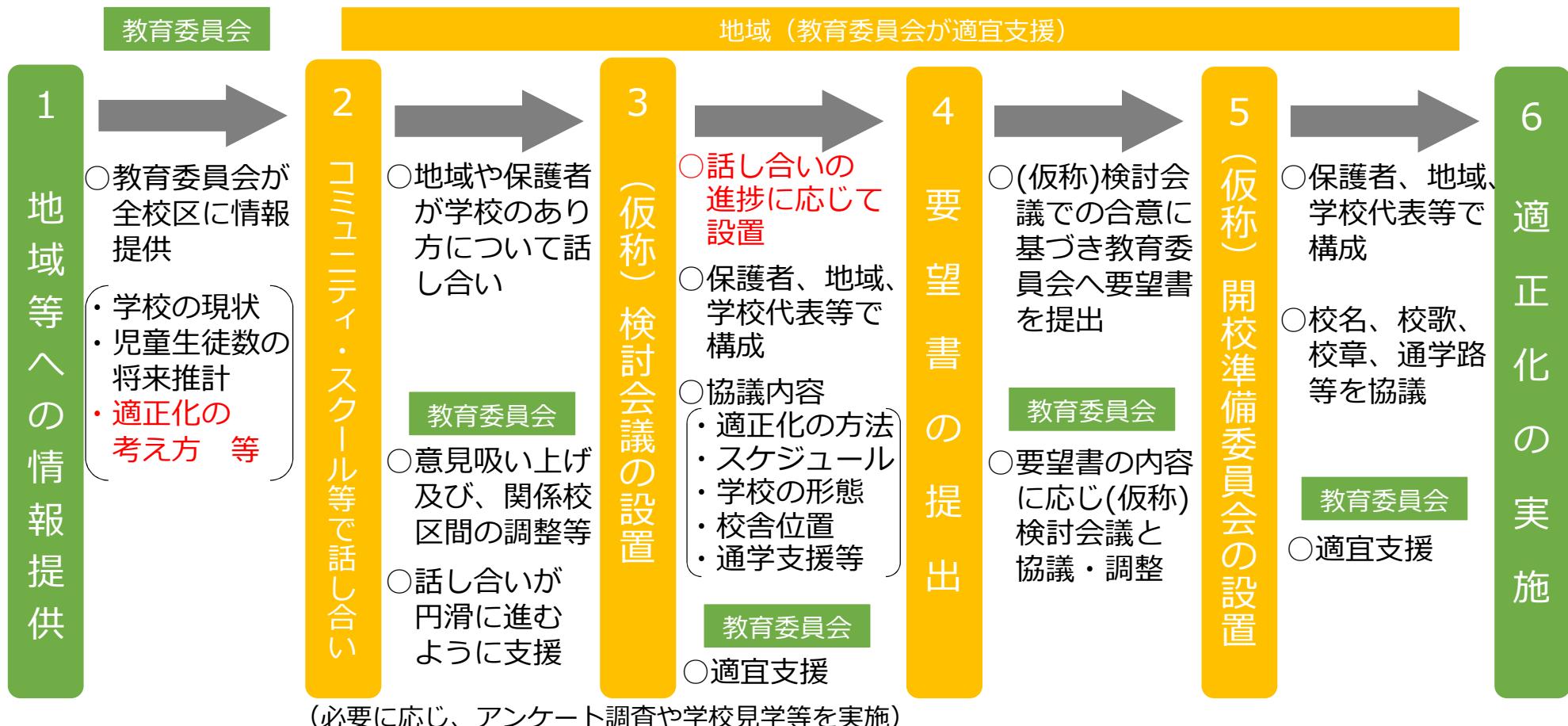
5.学校規模適正化のプロセス

現在のパターン 教育委員会が取組の対象校選定



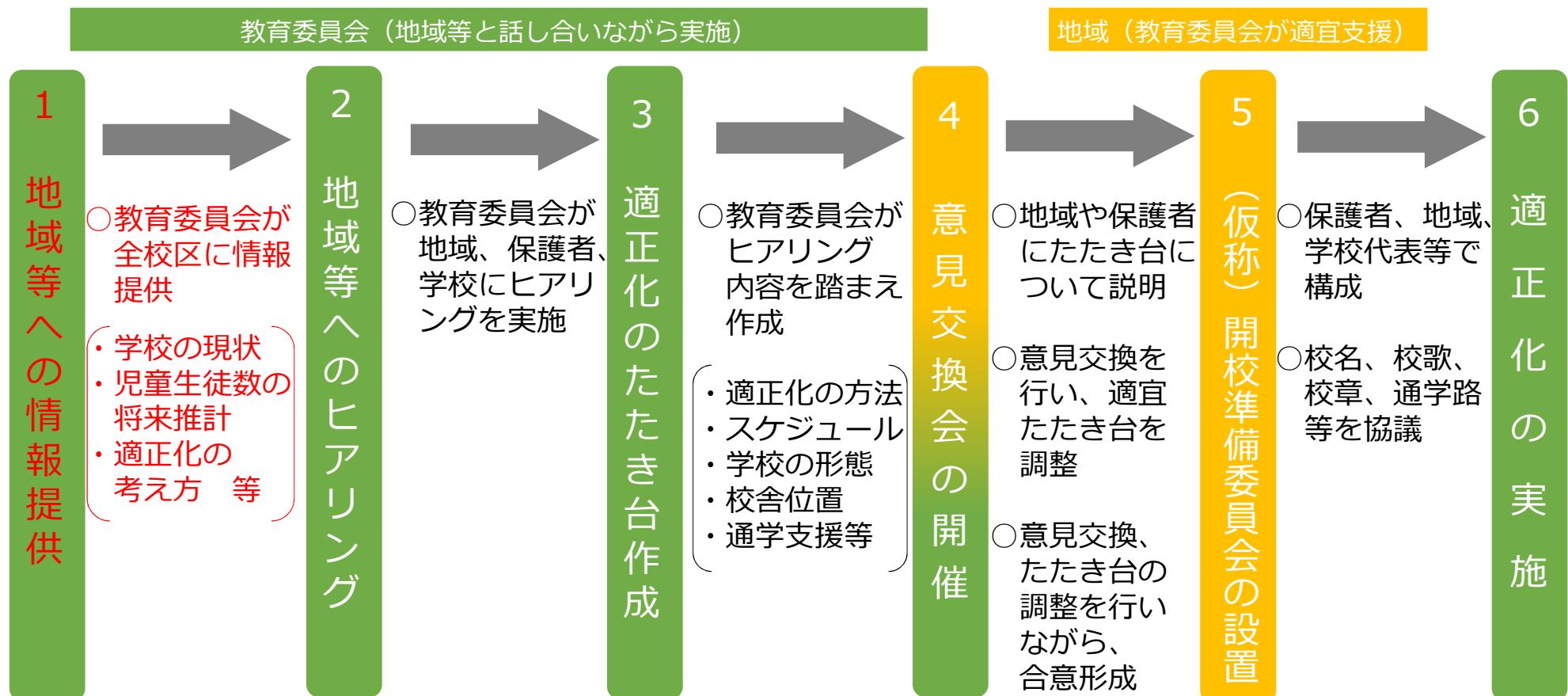
5.学校規模適正化のプロセス

パターン① 地域や保護者に学校のあり方について協議・発案してもらう方法



5.学校規模適正化のプロセス

パターン② 教育委員会で学校規模適正化の取組のたたき台を作成する方法



6.学校規模適正化に伴う支援・フォロー

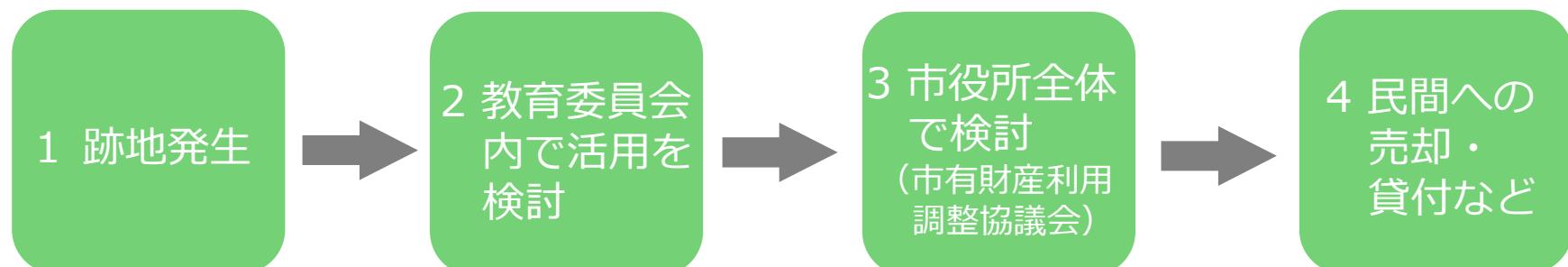
通学路・通学支援

- 適正化により、通学距離が遠くなる場合や通学路が変更となる場合は、歩道の確保や防犯灯の設置、見守り活動等の確認など、児童生徒の安全確保が必要
- 通学路や通学距離が長くなる児童生徒への配慮が必要
 - ・ 通学路は、保護者や地域の方々とともに通学路の点検を行い、関係部局や警察等とも連携して通学の安全確保を実施
 - ・ 児童生徒の通学の負担軽減の観点から、
→原則、適正化実施後の通学距離が3kmを超える場合は通学支援を実施
→児童生徒の通学の負担や公共交通機関の整備状況に応じた支援を検討

6.学校規模適正化に伴う支援・フォロー

跡地活用

- 適正化の取組により、学校跡地が発生する場合は、地域の意見等も参考にしながら、利活用を検討
 - まずは教育委員会、市その他部局での利活用を検討
 - 利活用の意向がない場合は、公共施設マネジメント実行計画の方針に従い、まちづくりの視点を取り入れながら、民間への売却などを検討



※地域の意見も参考

6.学校規模適正化に伴う支援・フォロー

適正化の効果

- 適正化前後で児童生徒の教育環境、意識等にどのような変化が見られるかを確認
 - 児童生徒・教員へのアンケートの実施（他の調査・アンケートの活用も検討）
 - 適正化前後で児童生徒等の声を聴き、比較することで効果を検証
 - 適正化の効果は数年間かけて変化を捉えることが必要